

一般介護予防事業等の 推進方策に関する検討会 (第6回)	資料2
令和元年10月3日	

# 地域支援事業の他の事業等との連携方策や 効果的な実施方法、在り方について

## 第5回検討会で提示した今後の進め方

- ・ 地域支援事業の他事業との連携方策や効果的な実施方法、在り方

(検討の視点)

- 一般介護予防事業と短期集中予防サービスの「サービスC」や、地域ケア会議の取組との連携など地域支援事業の他の事業との連携方策や効果的な実施方法等に関する事例収集や関係団体等からの意見聴取
- 総合事業の上限額の取り扱いや、要介護認定を受けても、住民主体のサービスを利用し地域のつながりを継続できるよう、総合事業の対象要件の緩和を求める指摘を踏まえた、総合事業の在り方

## これまでの主な意見

- 通いの場と他の事業をうまく組み合わせた事例もあると思うので、実態把握してはどうか。
- 地域支援事業の他の事業との関連では、生活支援体制整備事業との連携が重要。自助と互助を一体化していくことが、得策ではないか。
- 総合事業では、上限額の範囲で取り組まなければならないが、一般介護予防事業を熱心に取り組んでいるところは弾力的にできるなどの配慮も検討いただきたい。
- 要介護認定を受けても、引き続き、住民主体のサービスを利用し地域のつながりを継続することが重症化防止につながると考えており、総合事業の対象の要件緩和が必要。
- 総合事業の対象要件の緩和については、世田谷区の意向など、十分に確認するとともに、他の自治体の事例等もよく聴きながら検討してもらいたい
- 介護予防に視する取組の一つとして、「就労」も捉えることができるのではないかと。その際、完全に雇用されるのではなく、中間的なボランティアとして活動すること、特に介護の現場で活躍することも考えられるのではないかと。

## 現状と課題（総論）

### <地域支援事業の趣旨>

- 地域保険である介護保険制度においては、保険者に求められる機能として、介護サービス基盤の整備に加え、予防・健康づくりの取組を通じ、介護サービスの基盤としての地域のつながり強化に繋げていくことが求められている。特に、地域支援事業は、予防・健康づくりを通じた地域のつながり強化のために重要である。
- 地域支援事業の着実な推進により、機能回復訓練のような高齢者本人へのアプローチはもとより、これにとどまることなく、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを行い、地域で暮らし続けるための社会参加（地域住民の主体的な取組）を軸として、すべての高齢者を視野に入れた取組を推進していくことが必要となる。

### <経緯>

- 平成17年介護保険法改正により、軽度者の状態像を踏まえ、できる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは重度化しないよう「介護予防」をより重視したシステムの確立が求められ、介護保険の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、予防給付の見直しや、地域支援事業（介護予防事業や介護予防ケアマネジメントを位置付け）の創設が行われた。
- 平成19年には、特定高齢者（要支援・要支援状態になるおそれの高い者）施策について、より多くの者を事業の対象とできるよう、特定高齢者の決定方法等の見直し等を行った。
- 平成22年には、ハイリスク者をより把握できるようにするとともに、魅力あるプログラムの充実を図るため、対象者の選定方法の見直しの他、より高齢者のニーズに合ったプログラム等への見直しを行い、事業の充実を図った。
- 平成24年には、要支援者等向けの介護予防及び日常生活支援サービスを切れ目無く総合的に実施できる制度として、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を創設した。
- 平成26年介護保険法改正により、総合事業の見直しが行われ、地域の実情に応じた多様なサービスを充実させ、新しい総合事業として全ての市町村で実施することとした。その際、ポピュレーションアプローチの考え方も踏まえ、地域づくりなどの本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれた取組が重要であることから、地域支援事業における介護予防事業（一次予防事業及び二次予防事業）を再編し、通いの場の取組を中心とした一般介護予防事業が創設された。

## 現状と課題（総論）

### <実施状況>

- 地域支援事業のうち、平成26年介護保険法改正により多様化された介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、平成27年4月から順次実施され、平成29年4月以降、全市町村で実施されている。
- 総合事業のうち、
  - ・ 介護予防・生活支援サービス事業の実施状況を概観すると、利用者一人当たりのサービス利用量は概ね維持され、従前の介護予防訪問介護等に相当するサービス以外の多様なサービスを実施する事業所が現れてきている一方、多様なサービスが実施されている市町村数は訪問で約6割、通所で6割5分にとどまるほか、多様なサービスの実施主体のうち、介護サービス事業者以外の主体が占める割合も、訪問で約1割、通所で約3割にとどまっている。
  - ・ 一般介護予防事業は、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業の5つの事業で構成されており、全ての市町村でいずれかの事業が実施されている。住民主体の通いの場の取組状況については、通いの場の数及び参加率は増加傾向にあり、現在、91,059か所、参加率が4.9%となっている。取組内容としては、体操が約半数を占めており、次に茶話会、趣味活動、認知症予防、会食の順である。
- 包括的支援事業のうち、
  - ・ 地域ケア会議の実施については、97.3%の市町村（市町村、地域包括支援センター開催含む）で開催されている。なお、地域包括支援センターが開催する地域ケア個別会議の開催回数をみると、年3回以下のセンターが半数近くを占める一方、年12回以上（1月あたり1回以上）開催しているセンターも2割近くある。
  - ・ 在宅医療・介護連携推進事業は、全ての市町村で実施されており、住民への普及啓発（情報提供）を行っている市町村は約8割である。

## 現状と課題（各論① 地域支援事業等の他の事業との連携方策）

- 一般介護予防事業を効果的に推進するためには、地域支援事業の他の事業である
  - ・訪問型・通所型サービスや配食等の生活支援サービス等を行う介護予防・生活支援サービス事業
  - ・地域包括支援センター等における地域ケア会議や、地域の医療・介護資源を把握し住民への普及啓発等を行う在宅医療・介護連携推進事業、地域の支援ニーズと取組のマッチング等を行う生活支援体制整備事業等の包括的支援事業などとの連携が重要である。
- その中でも、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援等を行う地域ケア会議や、通いの場等の社会参加に結びつくよう、専門職が相談・指導やプログラム提供を行う短期集中予防サービス(サービスC)は、特に一般介護予防事業との連携が重要であり、一部の市町村では、これらを有機的につなげた取組もみられる。
- 地域ケア会議については、ほとんどの市町村で開催されているが、介護予防・自立支援の観点からの実施状況や一般介護予防事業等との有機的な連携等については、今後現状把握を行い、取組を進めていくことが求められる。
- 短期集中予防サービス(サービスC)については、
  - ・「訪問型又は通所型のいずれか」「訪問型及び通所型の両方」を行っている市町村は、全体の約4割
  - ・ そのうち、地域の通いの場など「社会参加に資する取組と連携している」市町村は、約7割にとどまっている。また、実施に当たっての課題としては、「専門職や団体との調整が難しい」、「対象者の抽出・選定が難しい」、「実施後のサービス提供体制の整備ができていない」が回答の上位を占めており、市町村での取組を推進するためには、方策を検討する必要がある。

## 論点①（地域支援事業等の他の事業との連携方策）

- 介護予防・自立支援の観点から行われる地域ケア会議や短期集中予防サービス(サービスC)に取り組む市町村を増加させ、一般介護予防事業と連携した取組を推進するためには、取組事例やマニュアル等の周知や研修会の開催等を含めて、どのような方策が考えられるか。
- この他に、一般介護予防事業を効果的に推進するために、在宅医療・介護連携推進事業や生活支援体制整備事業等の他の地域支援事業や地域支援事業にとらわれない事業など、どのような連携が考えられるか。

# 地域支援事業の他の事業等との連携方策や効果的な実施方法、在り方について

## 現状と課題（各論② 地域支援事業の効果的な実施方法、在り方）

- 総合事業は、後期高齢者数の伸び等を踏まえた上限額が設定されており、その範囲で事業を実施することとなる。そのため、一般介護予防事業に積極的に取り組む市町村からは、上限額を弾力的にできるなどの配慮いただきたいといった意見もあり、上限額の運用について検討が必要である。  
また、市町村が定めるサービス単価は、国がサービス類型等ごとに定める単価を上限とすることになっているため、総合事業の上限額を検討する際には、併せて検討する必要がある。
- 総合事業の対象者が要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの対象とならなくなるが、その一方、引き続き住民主体のサービスを利用し、地域のつながりを継続するほうが重症化防止につながるとの意見がある。また、総合事業における訪問型・通所型サービスは、「対象者が要支援者等に限られてしまっていることで、事業が実施しにくい」との意見もある。こうした意見を踏まえ、総合事業の対象の要件緩和を検討する必要がある。
- 介護予防に資する取組の一つのとして、「就労」も捉えることができるのではないかと意見がある。また、介護サービスの一環として、利用者が地域とのつながりを保ちつつ、就労的活動を行う介護事業所も出てきている。今後、高齢化が進展していく中で、高齢者が何らかの支援が必要な状態になったとしても、就労的活動などを通じて、地域とのつながりを保ちながら、役割を持って生活できる環境を整備することが重要となる。こうした状況を踏まえ、総合事業における就労などの社会参加について検討する必要がある。

## 論点②（地域支援事業の効果的な実施方法、在り方）

- 市町村が、一般介護予防事業をはじめ重度化防止・自立支援等に積極的に取り組めるよう、総合事業の上限額を弾力的に運用することについて、どのように考えるか。  
また、国が総合事業において提供されるサービスの価格の上限を定める仕組みについて、どのように考えるか。
- 高齢者本人の希望や地域とのつながりの継続を可能とする観点から、総合事業の対象者の弾力化を行うことについて、どのように考えるか。
- 現在の取組を踏まえ、今後、高齢者の就労などの社会参加の取組を進めるために、どのような方法が考えられるか。
- その他、総合事業の効果的な実施を進めるため、見直すべき点がないか。